(再評価)

 資料
 3
 2
 ②

 平成
 2
 9
 年度第3回

 関東
 地方整備局

 事業評価監視委員会

一般国道4号 矢板拡幅

平成29年11月27日 国土交通省 関東地方整備局

新規事業採択時評価結果 (平成27年度新規事業化箇所)

平成26年度新規事業採択時点

担 当 課:道路局 国道·防災課 担当課長名:茅野 牧夫

事業の概要

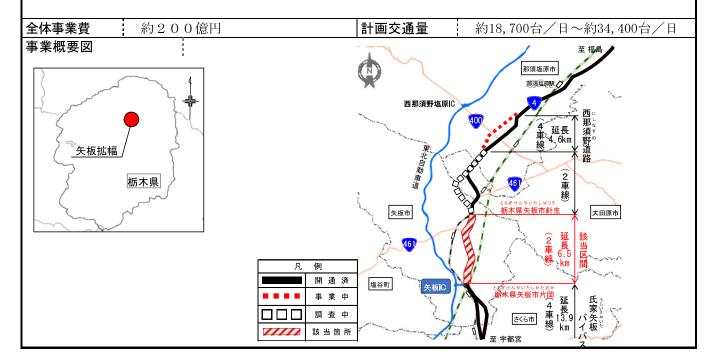
事業名 一般国道 4 号 矢板拡幅	事業 一般国道	事業 主体	国土交通省 関東地方整備局
起終点 自:栃木県矢板市芹崗 至:栃木県矢板市針生		延長	6.5 km

事業概要

一般国道4号は、東京都中央区を起点とし青森県青森市に至る一般国道で、宇都宮市と矢板市、大田原市、 那須塩原市を経由して栃木県内を南北に縦貫する道路である。このうち矢板拡幅は東北自動車道矢板ICと矢板 市北部を結ぶ延長約6.5kmの4車線化拡幅事業である。

事業の目的、必要性

当該区間の整備により、渋滞が解消し、製造業といった地域の主産業の物流の効率化が図られるとともに、 交通事故減少、災害時における東北自動車道との連携強化、救急医療施設への搬送時間短縮が図られる。



関係する地方公共団体等の意見

【栃木県知事】

国道4号は本県の骨格をなす重要な路線であり、特に県北部地域の産業振興や安全安心な住民生活を確保する ためには、本事業による慢性的な渋滞の解消や安全性の向上が極めて重要であります。

また本道路の4車線化は長年の悲願であり、本県のさらなる成長と発展に大きく寄与するものと期待していることから、新規事業化と早期完成に向けて特段のご配慮をお願いいたします。

学識経験者等の第三者委員会の意見

・新規事業化については妥当である。

事業採択の前提条件

・費用対便益 : 便益が費用を上回っている。

・手続きの完了:都市計画決定手続き完了(S40.3)

事業評価結果

爭身	€高半1	西結果							<u>15 = 107</u>	·	· // TX /	
費用対便益		B/C	2. 1		総費用: 事業費: 維持管理	134億	ㅋ	走行経費減少	3 1 2 f 便益: 2 8 9 億 便益: 1 2 億 便益: 1 1 億	H H	基準年 平成26年	
			交通量	変動	B/C = 1.6	(交通量	-10)%)	B/C = 2.7	(交通	量 +10%)	
	感度分析の結果			烫動	B/C = 2.0	(事業費変重	力 +1	0%)	B/C = 2.4	(事業	≛費変動 −10%)	
				間変動	B/C=1.9 (事業期間変動 +20%)			B/C=2.4 (事業期間変動 -20%)				
事	į	評価項目	評価					根拠				
事業の影響	自動車や歩行者	渋滞対策	対象区間の整備により、混雑度が約7割減少し、沿道地域の速達性が確保 「混雑度」 現況 2.05 → 整備後 0.63 〔約7割減少〕 〔平均旅行速度〕 現況 32.8km/h → 整備後 45.9km/h 〔約4割向上〕									
	2者への影響	事故対策	0	渋滞が一因と考えられる死傷事故件数が改善。 〔死傷事故率 (一般国道4号 早川町交差点~土屋交差点)〕 現況 55.2件/億台キロ → 整備後 49.2件/億台キロ 〔約9%減少〕								
		歩行空間	_	注目	注目すべき影響はない。							
		住民生活	0	矢板市内の重篤患者の救急搬送のアクセスルートを強化し、救急輸送ネットワを構築。						救急輸送ネットワーク		
社会全体への影響 地域経済 (これ) 一次												
		災 害	0	交通容量の増加により、災害時等における東北自動車道との連携を強化。 注目すべき影響はない								
		環 境	_									
	•	地域社会	_	注目すべき影響はない								
事業	美実施	・都市計画決定手続き完了(S40.3)・栃木県知事、矢板市長、大田原市長より矢板拡幅の早期事業化の要望。						業化の要望。				

採択の理由

費用便益比が2.1と便益が費用を上回っているとともに、都市計画決定手続きが完了し、事業採択の前提条件が確認できる。

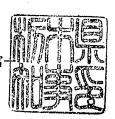
また、当該区間の渋滞緩和や事故削減ならびに地域経済等への効果が期待でき、事業の必要性・効果は高いと判断できる。以上より、本事業の新規事業化については妥当である。

※総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。

技 管 第248号 平成29年11月17日

国土交通省 関東地方整備局長 様

栃木県知事 福田



関東地方整備局事業評価監視委員会に諮る対応方針(原案)の作成に係る 意見照会について(回答)

平成 29 年 11 月 8 日付け国関整企画第 135 号で照会がありましたことについて、別紙のとおり、回答いたします。







【道	路	事	業	1

事業名	「対応方針(原案)」 案※	栃木県知事の意見
一般国道4号 矢板拡幅	継続	一般国道4号は、本県の発展を支える重要な広域幹線道路であり、これまでも機能強化や渋滞対策を要望してきた。 つきましては、矢板拡幅の早期完成に向け事業を継続していただくようお願いする。 なお、事業の推進にあたっては、引き続きコスト縮減に努めていただくようお願いする。

[※]貴職の意見を踏まえ、関東地方整備局事業評価監視委員会へ諮る対応方針(原案)を作成するためのものです。